

# マイナンバー制度が始まります

(※特定個人情報とは、マイナンバーとマイナンバーを含む個人情報のことです)

- マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

✓ マイナンバーとは、住民票を有する全ての人に、平成27年10月より市区町村から順次に割り当てられる**1人1番号《12桁》**のことで、**一生使用するもの**です。

## 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。  
負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。  
本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

## 行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。  
被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

## 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。  
これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。  
行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取る

- 平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

✓ マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で**法律で定められた行政手続**にしか使用することができません。

### 社会保障関係の手続

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護

など

### 税務関係の手続

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など

### 災害対策

- ・防災・災害対策に関する事務  
被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務

など

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

# 日臨技はこのように対応します

(※特定個人情報とは、マイナンバーとマイナンバーを含む個人情報のことです)

■ 日臨技では、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」や「特定個人情報取扱規程」などの関連規程を整備し、組織として取り組んでいます。

✓ 日臨技も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。主に役・職員、講師等よりマイナンバーをご提供いただきます。



✓ マイナンバーの取扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。日臨技は、関係法令・ガイドライ等の遵守、安全管理措置の特定個人情報取扱規程での定めなど、情報漏えい対策を含めた特定個人情報の適正な取扱いを行います。

## ◎スケジュール

準備期間		運 用	
2015年 (H27年)		2016年 (H28年)	2017年 (H29年)
制 度	個人番号の通知 法人番号の通知・公表	個人番号カード交付（希望者に限り）	
		個人番号の利用開始（社会保障・税・災害対策）	
			マイポータル運用開始
日 臨 技	基本方針や規程の策定を含む制度開始に向けた準備 役・職員の個人番号取得開始	申請書・申告書・調書等順次番号記録開始 (※厚生年金・健康保険は、2017年1月～)	
		講師等の個人番号取得 (※同一人に対するその年中の支払金額の合計額が5万円を超える場合に個人番号を取得)	
		新規採用の職員等の個人番号取得	

※本資料は、内閣官房の社会保障・税番号制度の資料にもとづき作成しています。今後改訂される法律等の内容が反映されていない場合があります。